教育・保育給付認定（2号・3号）兼
保育施設入所申込のてびき

令和８年度

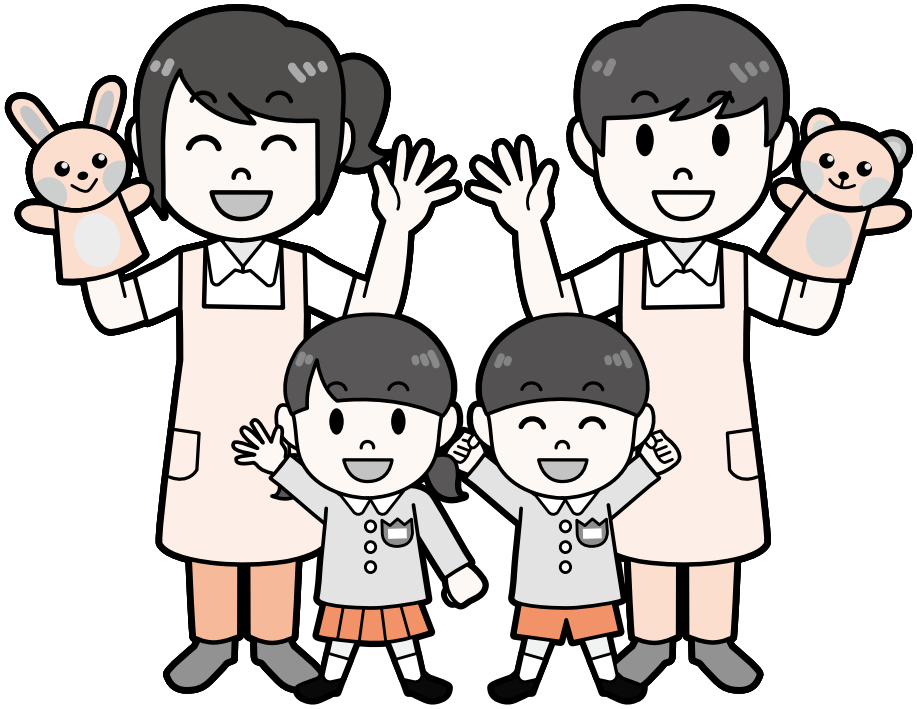

保育所（園）、認定こども園（保育部分）、
地域型保育事業（保育ママ等）用

受付場所

- **大分市役所**〔子ども入園課　東部・西部保健福祉センター　各支所〕
- **各保育所（園）　認定こども園** でも教育・保育給付認定の提出取り次ぎによる受付けができます。

教育・保育給付認定、申込に関するお問い合わせ先

大分市福祉事務所　子ども入園課 入所・入園担当班
〒870-8504　大分市荷揚町３番45号
TEL　０９７－５３７－５７９４

はじめに

保育施設への入所にあたっては、保護者が就労している等、保育を必要とする事由に該当する方が対象となります。詳しくはP. 3をご覧ください。

申込にあたっては、ご希望の施設に事前連絡の上、可能な限り、施設見学をしてください。施設ごとに預かり可能な月齢や時間帯・保育の方針・特色などが異なりますので、確認のうえで申込いただきますようよろしくお願いします。

なお、認可外保育施設の利用を希望する場合は、直接各施設へお申込みください。

施設の種類

保育所（0～5歳）

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

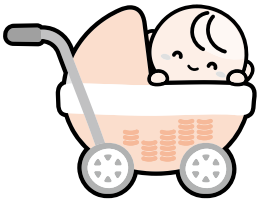

認定こども園（0～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持っており、3～5歳の子どもは保護者の就労等の状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。

地域型保育（0～2歳）

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で子どもを保育する事業です。
原則として、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設が設定されています。
詳細な類型は以下のとおりです。

- 家庭的保育（保育ママ）
  家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
- 小規模保育
  少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
- 事業所内保育
  会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

※へき地保育所…満3歳以上の児童を対象としており、保護者の就労等の状況に関わりなく子どもを保育する施設です。

保育施設入所申込は書類提出のほかオンラインでも申請できます

マイナポータル（ぴったりサービス）によるオンライン申請には、以下のものが必要です。

- マイナンバーカード
- 「パソコンおよびICカードリーダライタ」
  または「マイナンバーカードに対応したスマートフォン」
  https://myna.go.jp/search または右のQRコードからアクセスしてください。

スケジュール

申込から入所までの流れは以下のとおりです。詳しくは、P.６からP.８までをご覧ください。

⑴ 令和８年４月入所選考

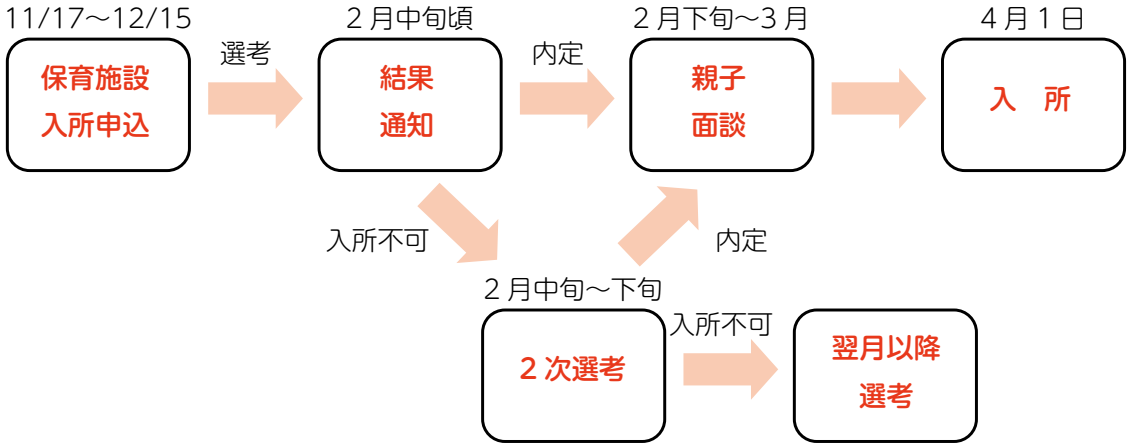

⑵ 令和８年５月以降入所選考

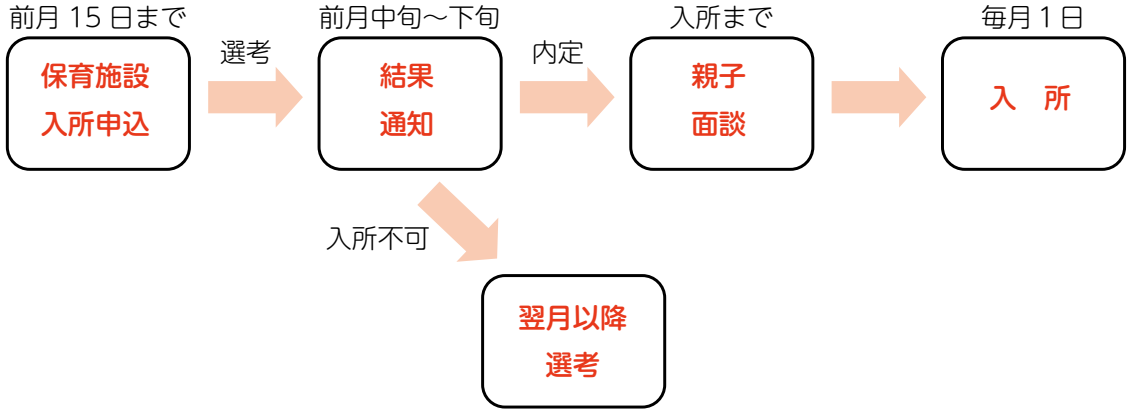

※前月の 15 日が土曜日、日曜日又は祝日の場合、直前の開庁日が締切日となります。
※**令和９年１月から令和９年３月までの入所については、令和８年12月15日(火)が締切日です。**
12 月中に入所選考を行い、結果を通知します。

必要書類

保育の必要性の認定及び保育施設の入所申込にあたっては、原則として以下の書類が必要です。詳しくは、P.５をご覧ください。

- 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書
- 保育施設入所申込書
- 父親・母親・その他（祖父母等）が保育を必要とすることを証明する書類
- 利用調整（入所選考）のための資料
- チェックリスト

① 教育・保育給付認定について

(1)教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)の手続きが必要です

子ども・子育て支援新制度では、３つの教育・保育給付認定区分が設けられ、これに従って教育・保育に要する費用が給付されます(施設・事業者が代理受領)。そのため、**幼稚園や保育施設(※)等への入園を希望する保護者は教育・保育給付認定の申請が必要となります。**保護者からの申請に対して、市が客観的基準に基づいて、保育の必要性の有無や、保育の必要量(１日の利用時間)等の保育の必要性の認定をします。

※この「てびき」では保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業のことを、保育施設といいます。

(2)教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設	保育の必要量	申請方法
１号認定	３～５歳	無し	幼稚園 認定こども園(教育部分)	【教育標準時間】 １日４時間を基本	入所内定施設で**教育・保育給付認定(１号)申込のてびき**に沿って申請を行ってください。
２号認定		有り	保育所(園) 認定こども園(保育部分)	【保育標準時間】 １日 11 時間以内 【保育短時間】 １日８時間以内	**このてびきに沿って申請を行ってください。**
３号認定	０～２歳		保育所(園) 認定こども園(保育部分) 家庭的保育事業(保育ママ) 小規模保育・事業所内保育		

※へき地保育所は、教育・保育給付認定は不要です。

(3)保育を必要とする事由

２号認定、３号認定を申請できる児童は、その家庭が次のいずれかの事由に該当し、父母またはその他の保護者等がその児童の保育を必要としている場合です。

事　由	状　況
就労	仕事(月64時間以上)をする場合。(フルタイム、パートタイム、夜間就労、内職など基本的にすべての就労を含む。)
妊娠・出産等	妊娠中、または出産後間がない場合。
疾病・障害	病気やケガをしたり、心身に障害がある場合。
同居親族の看護・介護等	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時看護又は介護をしている場合や療育機関等への親子通所(月64時間以上)をしている場合。 就学前かつ保育施設等に在園していない多胎児を家庭で養育しており、そのきょうだいを入所させる場合。
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合。
求職活動等	求職活動等を行う場合。(起業準備を含む。)※書類の不備により要件が確認できない場合や月64時間を下回る就労についても求職活動とみなします。
就学	大学や専門学校等(職業訓練校等における職業訓練を含む。)に月64時間以上通っている場合。
虐待やＤＶ避難	児童虐待やDV被害のおそれがあり、保育を行うことが困難と認められる場合。 (子ども家庭支援センター等の関係機関と連携のうえ、必要性を判断するもの)
育児休業および育児に伴う休業中の継続入所	保護者の育児休業等開始時点で保育施設に入所中の児童について、当該育児休業等の間も引き続き入所が必要と認められる場合。 在園児のための育児休業を取得する場合は継続入所ができません。
その他	上記と同様の状態と認められる場合。

※必要性の認定を判定する上で担当職員より就労先などに状況を確認させていただく場合があります。

(4)保育の必要量(区分)

就労時間や保育を必要とする事由により１日当たりの利用可能時間が異なります。

保育の必要量（区分）	就労状況	利用可能時間
保育標準時間	120 時間以上／月（30 時間以上／週）	最長 11 時間／日
保育短時間	64 時間以上／月	最長８時間／日

・保護者の中で、就労等の時間が短い方で判断します。
・保育の必要量(区分)の判定を行う就労状況等は、休憩時間と一律の通勤時間を含みます。
・利用可能時間数を超えての施設利用については、保育料とは別に延長保育料の負担が必要となります。

（例）施設開所時間

・保育標準時間・保育短時間の時間帯の設定は、各施設によって異なります。
・延長保育料は、施設によって異なる場合がありますので、直接各施設にお問い合わせください。

※認定された保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。
子どもの育成上の配慮の観点から、保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いします。

(5)教育・保育給付認定(各事由)の有効期間

保育を必要とする事由により教育・保育給付認定の有効期間が異なります。有効期間が切れた場合は施設の利用ができません。引き続き利用するには、期間の更新手続きを行ってください。

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間
就労 疾病・障害 同居親族の看護・介護 災害復旧 虐待やＤＶ避難	当該児童の小学校就学前まで
妊娠・出産等	**出産予定月**と、その**前後２か月**まで （多胎妊娠の場合は出産予定月の４か月前から）
求職活動等	**約２か月間**
就学	保護者の**卒業予定日を含む月末**まで
育児休業および育児に伴う休業中の継続入所 **（継続児に限る）**	**育児休業等が終了する日を含む月末**まで
その他	市長が必要と認める期間

教育・保育給付認定の『有効期間』と保育施設の『利用期間』は異なる場合があります。『利用期間』については、P.９をご覧ください。

３号認定の児童は、３歳を迎える日の前々日までが『有効期間』となります。引き続き施設を利用される場合は、自動的に２号認定に切り替わります。

(6)保育の必要性の認定及び保育施設の入所申込に必要な書類等

(申込には、次の１～５のすべての書類が必要です)

1　教育・保育給付認定申請書兼現況届出書(P.13の記入例を参考にしてください)

2　保育施設入所申込書(P.14、P.15の記入例を参考にしてください)

3　父親・母親・その他(祖父母等)が保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	提出書類	備　　考
就　　労	就労証明書	就労先が変わった時は、新しい就労証明書を再度提出してください。 ※就労予定で提出した場合は、就労開始後に再提出する必要があります。 **育児休業明けでの申込の場合、就労証明書に育児休業期間等を記入して提出してください。**
妊娠・出産等(※１)	母子手帳のコピー (多胎妊娠の場合はそれぞれの写し)	表紙(保護者名記載のページ) 分娩予定日の欄
疾病・障害	診断書(保育の必要性認定用) 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	各手帳はコピーを提出してください。
同居親族の看護・介護等 ※別居親族不可	診断書(保育の必要性認定用) 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳 及び看護・介護申立書	療育機関等への親子通所の場合は、「在園・通園証明書」もあわせて提出してください。 ※多胎児の入所申込の場合は、多胎児の母子手帳(出生日がわかる欄)の写し又は戸籍謄本及び申立書を提出してください。
災害復旧	り災証明等	
求職活動等	求職活動状況申告書	起業準備の方は、就労証明書を提出してください。
就　　学	就学状況報告書 在学証明書 カリキュラム	

※１　申込後に出産予定で母子手帳が交付された場合は、必ず母子手帳のコピーと教育・保育給付認定変更申請書の提出をお願いします。

4　利用調整(入所選考)のための資料

【令和８年４月～８月までの入所希望者(令和７年１月２日以降に大分市に転入した方のみ)】
令和７年１月１日時点で保護者及び配偶者(パートナー)の住民票があった市町村での「令和７年度の市区町村民税の課税額及び所得額がわかる証明書」

【令和８年９月～翌３月までの入所希望者(令和８年１月２日以降に大分市に転入した方のみ)】
令和８年１月１日時点で保護者及び配偶者(パートナー)の住民票があった市町村での「令和８年度の市区町村民税の課税額及び所得額がわかる証明書」　※令和８年度の課税額が決定してからでないと発行できません。(おおむね６月以降)

5　チェックリスト

確認のうえ、署名して提出してください。

2 申込みについて

(1)申込みから入所までの流れ

①大分市に住所があり、大分市内の保育施設を希望する場合

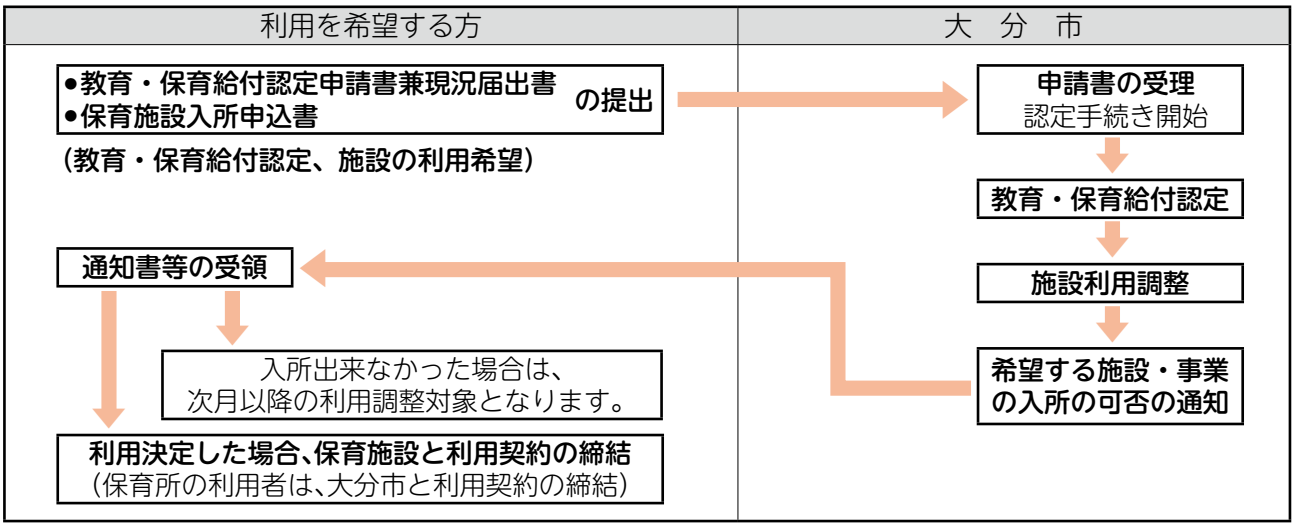

②大分市に住所があり、市外の保育施設を希望する場合

◆大分市の保育施設入所申込書の様式で必要書類をそろえて、市内の保育施設を希望する方と同様に、大分市へ申込書を提出してください。ただし、入所の申込みの受付期間は、希望施設のある市区町村の受付期間内に書類提出をお願いします。(各市区町村の受付期間は、直接その市区町村までお問い合わせください。)

◆入所の利用調整(入所選考)は受入れ先の市区町村が行うため、結果の通知については、早くとも受入れ先の市区町村の申込み締切後となります。

◆大分市に転入して来られる方で、すでに市外の保育施設に入所中であり、かつ転入後も継続して同じ保育施設の利用を希望する場合は、大分市の申込様式で、再度『教育・保育給付認定申請』と『保育施設入所申込み』を行う必要があります。

◆大分市内に転入後も市外の同じ施設を継続利用される方は、転入後は保育料や保育の必要量が大分市基準での取扱になります。そのため、保育料算定のための市区町村民税の課税額及び所得額がわかる資料をご提出いただくか、教育・保育給付認定申請書に個人番号をご記入ください。(市民税の対象年度につきましては、P5(６)４を確認してください。)なお、大分市の施設への入所を併願される場合は、市区町村民税の課税額及び所得額がわかる資料が必要となります。

③市外に住所があり、大分市内の保育施設を希望する場合

◆保護者が居住している市区町村で『教育・保育給付認定申請』と『保育施設入所申込み』を行ってください。利用調整の結果通知などは、現在居住している市区町村から発行されます。

◆大分市の施設を利用中で、市外に転出後も継続して同じ施設の利用を希望される場合は、転出先の市区町村にて『教育・保育給付認定申請』と『保育施設入所申込み』を行う必要があります。

※市区町村によっては、市外からの保育施設の入所申込み、及び、市外への保育施設の入所申込みを受付けていない場合があります。申込みを希望される前にご自身で当該市区町村へご確認ください。

④その他、市外からの転入予定者について

◆市外からの転入予定者で大分市の施設を希望される場合は、大分市に申込みを行ってください。ただし、入所月の１日時点で大分市に住民票を移していない場合は、入所決定が取消となります。

(2)入所希望施設を選択するにあたっての留意事項

◆０歳児に関しては、希望する施設によって入所できる月齢が異なります。

◆保育の開始・終了時間が、施設によって異なりますので事前にご確認ください。

◆施設によっては、保育料のほかに入園料等別途費用がかかる場合があります。

◆土曜保育・休日保育・延長保育は、施設によって対応できる年齢が異なる場合があります。

◆入所申込される児童の健康面などでご心配の方は、施設見学の際にご相談ください。

※申込にあたっては、可能な限り施設見学をしてください。

(3)入所の申込みの受付期間(大分市内の保育施設を希望する場合のみ)

◆4月入所については、次の期間に受付を行います。

受付期間	令和7年11月17日(月)～令和7年12月15日(月)(土日祝日を除く)

受付期間内に申込みした方のうち、利用調整(入所選考)結果については、令和８年２月中旬までに文書を郵送にてお知らせします。

受付期間以降の申込みについては２次選考にて利用調整を行います。２次選考は１次選考の結果発送後に行います。

必要書類がすべて揃っていない場合や、教育・保育給付認定を受けていない場合には、入所が保留になります。

４月入所については、「入所が困難と見込まれる施設」を一覧表にし、大分市ホームページにて公開します。

◆５月～12月の年度途中入所については、次の期間に受付を行います。

受付期間	入所希望月の前月の15日(15日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日)まで

受付期間以降の申込みについては、翌月からの利用調整となります。利用調整の上、内定した場合は、電話にてお知らせします。また、入所は翌月１日付となります。利用調整には、入所申込締切後１週間程度を要します。

◆１月～３月の年度途中入所については、次の期間に受付を行います。

受付期間	令和8年12月15日(火)まで

年度途中入所についても、必要書類がすべて揃っていない場合や、教育・保育給付認定を受けていない場合には、入所が保留になります。

※入所希望日の時点で申込児童の月齢が３か月に達していない場合は、翌月以降の審査対象となります。

◆利用開始日は原則毎月１日付となります。

3 保育施設等の利用調整について

(1)利用調整(入所選考)

利用希望者が多く施設側の受け入れ可能人数を超えて申込みがあった場合は、保育を必要とする度合いを就労状況や世帯の状況などから総合的に判断し、保育の必要性が高い方から順に入所・利用施設を決定します。これを利用調整(入所選考)といいます。

詳細の利用調整(入所選考)は、別途「保育所等入所選考基準」に基づき実施します。

次の項目に該当する場合は、保育施設の利用を優先します。

①家庭的保育事業等の卒園児が連携施設枠を利用する場合

②保護者が、大分市内の認可保育施設に保育士として勤務するために利用する場合

③きょうだいが入所している施設を育児休業明けで利用する場合

※②③については、保護者の一定時間以上の就労が要件となります。

利用調整(入所選考)の優先度の目安はおおむね次のとおりです。

優先度	就労状況	世帯の状況
高い ↑	**育児休業明けによる職場復帰** **就労中** **就労予定** **求職中**	**ひとり親世帯** **生活保護世帯等**

◆出産、疾病・障害及び看護・介護による入所希望の場合は、入院・通院状況や疾病の程度、世帯の状況により優先度を総合的に判断します。

◆育児休業等を取得中で、就労証明書に育児休業期間等を記入して提出された方は、育児休業明けによる職場復帰として利用調整(入所選考)します。

◆受付期間内の申込みであれば、申込みの順番は、利用調整(入所選考)の優先度には影響しません。

・利用調整(入所選考)に際しては、申込書に書かれた希望施設順に行います。内定が出た段階で、内定が出た施設より希望順の低い施設の審査は行いません。

※認可外保育施設の利用者は、家庭外保育の必要性を加味します。
※入所内定後の辞退は、その後の選考上、不利になります。
※利用調整の時点で、過去の保育料が滞納となっている場合、選考上、不利になります。
※入所月の状況を基準に審査を行います。就労先の変更や育児休業からの復帰が困難になる等、申込みの内容に変更があった場合には、利用調整（入所選考）の優先度に影響がありますので、速やかにご連絡ください。場合によっては内定取消・退所となります。
※１号認定からの切替希望（２号併願）については、別途施設側と市との協議となります。
※公立認定こども園（１号併願）については、客観的状況の変化（就労の開始等）がなければ、２号認定への切替えは認められません。このため、１号認定入所月は２号認定への切替えはできません。

(2)保育施設に入所できない場合

◆申込みをしても希望者が多数の場合、希望する保育施設へ入所できないことがあります。
◆希望月に入所できない場合、その申込書については、引き続き翌月以降の利用調整の対象となり、入所できるようになった場合のみ通知します。（利用調整結果通知は、初回のみの送付です。）
◆保育施設入所申込書は、令和９年３月の入所選考まで有効です。
◆保育を必要とする事由が変わった場合は、『教育・保育給付認定変更申請書』と『変更にかかる必要事由の書類』を提出してください。
◆生後３か月未満の乳児や、首の座っていない乳児は入所できません。（一部、３か月以上でも入所できない施設もあります。）
◆育児休業等を取得中に、新規に入所することはできません。

４ 入所後について

(1)保育施設へ入所してから

◆入所直後の保育時間は、児童を集団生活に慣れさせるために、児童の体調等に考慮しながら短い時間（ならし保育）から徐々に通常の時間になります。
◆児童の送迎は、保護者や祖父母等が行ってください。
◆就労予定で入所した場合、就労開始後、すみやかに就労証明書を再度提出してください。
◆育児休業明けの職場復帰を理由に入所した場合は、職場復帰後かつ入所２か月以内に復職証明書を提出してください。
◆育児休業等に入る場合の手続きには『育児休業証明書』または『育児に伴う休業証明書』と『教育・保育給付認定変更申請書』の提出が必要です。ただし、在園児のための育児休業を取得する場合は原則、継続入所ができません。

(2)利用期間

◆利用できる期間は、小学校就学前までの保育を必要とする期間です。ただし、就労等の確認により変更になる場合があります。
◆「教育・保育給付認定の有効期間」と施設の「利用期間」は異なる場合があります。
◆利用期間の期限が切れる方のうち利用継続を希望する方は、利用期間の更新が必要になります。
◆入所時の保育を必要とする事由により、利用期間が限定されることがあります。
・「就労予定」の場合は、入所月より２か月となります。その間に「就労中」の就労証明書を提出することで期間の延長が可能です。（資料の提出がない場合は退所となります。）
・「求職中」の場合は、入所月より２か月となります。
・「育児休業明けの職場復帰」の場合は、入所月より２か月となります。２か月中に「復職証明書」を提出することで期間の延長が可能です。（資料の提出がない場合は退所となります。）
◆育児休業明けの職場復帰時の入所希望については、育児休業等の明ける月から希望できます。
（例：３月31日まで休業の場合は４月１日付の申込み可）

【教育・保育給付認定の有効期間】

各号の認定を受けられる最長期間です。３号認定の方は、最長３歳になる日の前々日までが３号認定での認定期間となります。その後も認定の継続が可能な方は、**３歳を迎えた日以降は自動的に２号認定に変わります。**

【利用期間】

実際に各施設に入所することができる期間です。緊急を要する理由での入所を除き、引き続き保育を必要とする事由がある場合は、期間の更新を行うことが可能です。

保育を必要とする事由	利　用　期　間
就　　労	就労期限が属する月の月末まで（雇用契約の更新がない場合）
疾病・障害	**最大６か月**（６か月ごとの更新が必要）　**※原則、診断日から起算** 入院等で期間が６か月を超えず定められている場合、その日を含む月末まで
同居親族の看護・介護等	**最大６か月**（６か月ごとの更新が必要）　**※原則、診断日から起算**
災害復旧	災害復旧の終了日を含む月の月末まで
妊娠・出産等	出産予定月と、その前後２か月まで （多胎妊娠の場合は出産予定月の４か月前から）
求職活動等	**約２か月**（２か月を超える求職は退所となります。）
就　　学	保護者の卒業予定日を含む月の月末まで （ただし２年制以上の学校に通っている場合は年度末更新を行います。）
虐待やＤＶ避難	市長が必要と認める期間
そ　の　他	市長が必要と認める期間

(3)保育料等（負担金）

◆保育料、副食費算定は、４月１日時点の年齢に基づいて年度ごとに決定します。なお、年度中に誕生日を迎え、年齢が上がっても、保育料算定の基準となる年齢は変わりません。

◆令和８年度の４月から８月までの保育料は、児童を養育している父母等の令和７年度（令和６年分の収入）の市民税額及び所得額、保育必要量の区分及び児童の年齢を基に算定されます。
なお、同一住所に同居親族がいる際、保育料を主たる生計者で判定するため、父母等の収入状況により、祖父母等を含めて算定する場合があります。

◆幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子どもたちの利用料が無料になりました。
※幼稚園及び認定こども園の１号認定子どもについても、満３歳から無料になります。また、０歳から２歳までの住民税非課税世帯も利用料が無料になります。

◆通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。
ただし、生活保護世帯や年収360万円未満相当世帯等については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。（０歳から２歳までの子どもたちの食材料費については、保育料に含まれています。）

（保育料切り替え時期について）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
保育料の算定	**令和７年度（令和６年分収入）の市民税額** →					**令和８年度（令和７年分収入）の市民税額** →						

◆保育料の額を確認したい場合は、以下の書類に記載されている保護者の市民税額を合算し、その値が「大分市保育認定保育料基準額表」のどの階層に該当するかを確認してください。

　なお、保育料決定に用いる市区町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除（ふるさと納税を含む。）・株式等譲渡所得割額控除の適用はありませんので、これらの控除がある場合は、所得割額に当該控除の額を加えてください。

①　市民税・県民税課税証明書

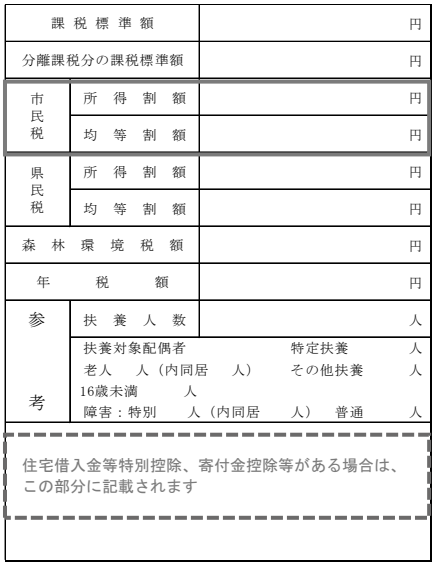

課税標準額		円
分離課税分の課税標準額		円
市民税	所得割額	円
	均等割額	円
県民税	所得割額	円
	均等割額	円
森林環境税額		円
年税額		円
参考	扶養人数	人
	扶養対象配偶者　　特定扶養　人 老人　人（内同居　人）　その他扶養　人 16歳未満　人 障害：特別　人（内同居　人）　普通　人	

住宅借入金等特別控除、寄付金控除等がある場合は、この部分に記載されます

②　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

令和　年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
	その他の所得計		
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤	
	医療費	配偶者	
	社会保険料	配偶者特別	
	小規模企業共済	扶養	
	生命保険料	基礎	
	地震保険料	所得控除合計②	
課税標準	総所得③		
	山林所得		
	分離長期譲渡		
	分離短期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当等		
	先物取引		
税額	市	税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県	税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当額⑪		
	既納付額⑫		
	変更前税額⑬		
	増減額（⑨－⑬）		
	変更月	月	

（摘要）

住宅借入金等特別控除、寄付金控除等がある場合は、この部分に記載されます

③　市民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書

⑦ 課税標準額及び税額の内訳　　単位(円)

	課税標準額	市民税	県民税
所得割	総所得		
	一般株式等		
	上場株式等		
	上場株式等の配当等		
	短期譲渡		
	長期譲渡		
	優良住宅地等		
	居住用財産		
	先物取引		
	控除前所得割額		
	調整控除額		
	税額控除額		
	配当割・株式等譲渡所得割額控除額		
	市民税・県民税減税控除済額		
	差引所得割額		
均等割額			
小計額			
森林環境税額			
合計額			

所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
控除外額	

⑥ 税額控除　　単位(円)

住宅借入金等特別税額控除額	
寄附金税額控除額	
配当控除額	

※左記控除額は、⑦の「税額控除額」に含まれています。

□座振替扱いの方は下記のご指定口座から振り替えいたします。

金融機関等名	
店舗名	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	扱い

※個人情報保護のため、口座番号の一部を＊＊＊で表示しています。上記口座は通知書送付日時点の情報です。

【振替方法について】

期別・・・普通徴収の各期別税額をそれぞれの納期限日に振り替えます。

一括・・・普通徴収税額を第1期納期日に振り替えます。なお、一括振替ができなかった場合は第2期以降、期別で振り替えます。

※普通徴収の各期別税額とは、上段完名欄下①の納付額欄を指します。

※普通徴収税額とは、上段完名欄右、年税額内訳の普通徴収税額（C）を指します。

【振替方法の変更及び納付書支払いへの変更について】

振替方法の変更（同一口座における期別⇔一括の変更）または、納付書での納付へ変更を希望される方は、6月17日までに納税課（℡：097-537-5611）までご連絡ください。

口座振替の方は、クレジットカード納付、ペイジー納付、スマートフォンアプリでの納付等はご利用できません。

<お知らせ>「市税口座振替・自動払込済通知書」は送付いたしません。

通帳の記帳にてご確認をお願いいたします。

【課税内容について】市民税課　097-537-5729、097-537-5730

【納付について】　納税課　097-537-5691、097-537-5692

【口座振替について】納税課　097-537-5611

※上記①～③はいずれも大分市の様式です。大分市外にて課税されている方は様式が異なります。

◆入所後に税額や世帯員の調査を随時行います。その結果、保育料が入所月にさかのぼって変更となる場合があります。
◆各月の在籍中は、出席日数にかかわらず１か月分の保育料がかかります。
◆同時期に２人以上施設利用（幼稚園、認定こども園等を含む）する場合は、保育料の軽減があります。別途、在園証明等の提出が必要な場合があります。
◆同時期に２人以上施設を利用しない場合でも、対象児童にきょうだいがいる場合は、世帯の状況に応じて保育料の軽減制度の対象となる場合があります。（別途申請が必要な場合があります。）
◆入所後に結婚・離婚などで世帯に変更があったときや、生活保護の開始・廃止が生じたときは保育料が変更となる場合がありますので、必ず入所・入園担当班までご連絡ください。
◆施設によっては、保育料のほかに入園料等別途費用がかかる場合があります。別途費用が発生するかは各施設に直接お問い合わせください。
※税の申告漏れや他市区町村からの転入により大分市で市区町村民税が確認できないなどの理由で、市民税額が不明な方については、基準額の最高額階層で、保育料を仮決定する場合があります。なお、こちらは保育料切り替え時期についても同様です。
※市区町村民税の更正や課税証明の提出による保育料の変更は、当該年度内に限り行います。**令和９年３月末まで**に資料のご提出がない場合、令和８年度分保育料の変更等はできかねますので、該当の方は早急な資料の提出と子ども入園課への連絡をお願いいたします。
※身体障害者手帳、療育手帳等、手帳の提出による保育料、副食費の変更は、当該年度内に限り行います。

(4)延長保育

保護者の就労時間などの事情により、保育時間の延長が必要な方について、時間を延長して保育を行う保育施設があります。

実施施設については別紙の施設一覧を確認のうえ、利用できる年齢、保育時間及び保育料については当該保育施設に直接おたずねください。

(5)休日保育

日曜、祝祭日などの休日も、保育を必要とする児童をお預かりする休日保育を実施している保育施設があります。

実施施設については別紙の施設一覧を確認のうえ、利用できる年齢、保育時間及び保育料については当該保育施設に直接おたずねください。

(6)土曜共同保育

近隣の保育施設が連携し、土曜日に１か所で共同保育を行っている保育施設があります。
実施施設については別紙の施設一覧を確認のうえ、詳細は当該保育施設に直接おたずねください。

(7)退所

◆保護者が、保育を必要としなくなった場合などは退所となります。
◆退所日は月末となるため、退所する場合は、その月の末日までに必ず「退所届」を提出してください。
◆次の場合は退所していただくことがあります。
①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合
②保育を必要とする事由が消滅した場合
③入所児童が心身の状況等により集団保育になじまない場合
④１か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
⑤育児休業後に職場復帰しなかった（離職・退職・転職）場合
◆就労（予定含む）を理由に入所された際、入所月に就労証明書記載の就労先で勤務した実績がない場合は、退所していただくことがあります。

◆育児休業明けの職場復帰を理由に入所された際、入所月に復職しなければ退所となります。
◆在園児のための育児休業を取得する場合、保育の必要性を認められないため原則、退所となります。

(8)臨時休園

災害時等に、児童と職員の生命と安全を守るため臨時休園や降園要請を行う場合があります。

5 注意事項

(1)次の場合は担当課へご連絡ください

◆入所申込みされる児童の発育、健康面などでご心配の方
◆申込後、入所決定までに次のような状況になった場合
①申込の理由、意志がなくなったとき
②連絡先(電話番号)が変わったとき
③希望する保育施設を変更したいとき

◆教育・保育給付認定後、次のような変更があった際には『教育・保育給付認定変更申請書』と『変更にかかる必要事由の書類』の提出が必要になります。
①住所・氏名の変更(結婚・離婚など)、世帯員の増減があったとき
②生活保護の開始・廃止をしたとき
③就労先が変わったとき
④就労先を辞めたとき
⑤妊娠し、新たに母子手帳が交付されたとき
⑥就労から就学に変わるなど、保育を必要とする事由が変更したとき
⑦育児休業等を取得したとき

(2)その他

◆受付後は書類の原本をお返しできません。なお、育児休業給付金の支給対象期間延長申請の際に、「保育施設入所申込書」の写しの添付が必要となりますので、写し等が必要な場合は、事前にコピーをお取りください。

様式第1号（第5条、第6条関係）

記入例

令和８年度申込用

令和 ○○年○○ 月 ○○日

施設型給付費・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

申請書提出日をご記入ください

大分市長　殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定について（申請します。）現況を届け出ます。

申請児童の情報	氏名（ふりがな） ふない　そら 府内　空	性別 男 （女）	生年月日 （R）4・2・26	令和8年4月1日時点の年齢 4 歳	下記保護者との続柄 （子） その他（　）	教育・保育給付認定希望年月日 8・4・1	支給認定証番号

保護者（申請者）の情報	ふりがな 氏名 ふない　ただし 府内　正	生年月日 （S・H）2・7・12	電話番号 （自宅）△△△－○○○－×××× （父）△△△－□□□□－○○○○ （携帯）（母）○○○－△△△△－□□□□	
	住所 〒 ○○○ － ×××× （A）大分市 ○○町○丁目○番○号			基本的に入所希望年月日と同日を記入してください。

※保育料算定のため、市外からの転入の方は、**市区町村民税の課税額及び所得額が確認できる証明書の添付が必要です。**下記該当日に **市外居住の方** は当時の住所を記入してください。

令和８年１月１日時点の（予定）住所	（B）・住所Ａと同じ ・その他（都・道 府・県　市・区 町・村）	生活保護の状況 ☑ 適用なし ☐ 申請中 ☐ 適用あり （　年　月　日　開始）	担当印
令和７年１月１日時点の住所	（C）・住所Ａと同じ ・住所Ｂと同じ ・その他（大分 都・道 府・（県）　別府 （市）・区 町・村）	この場合、令和８年８月末までに施設の利用を開始する方は、令和７年度の別府市での市民税課税額及び所得額がわかる証明書が必要です。）	

受給者の顔写真・名前・等級等がわかるページのコピーが必要です。

在宅障害者の有無	☐ 無	☐ 身体障害者手帳取得者	☑ 療育手帳取得者	☐ 精神障害者保健福祉手帳取得者	☐ 特別児童扶養手当受給者　☐ 障害年金等受給者
個人番号（マイナンバー）	保護者 ○○○○△△△△□□□□	配偶者 △△△△○○○○□□□□	申請児童 □□□□△△△△○○○○		

保育の希望	無	幼稚園、認定こども園（教育部分）　※満３歳以上が対象です。　入所（予定）施設名（　） ※左記にて「無」の場合、これより下欄の記入は不要です。	１号認定
	（有）	保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（幼稚園等との併願を含む）	２、３号認定

必要とする理由・時間	続柄	必要とする理由
	（父）	（1.）就労　2. 妊娠・出産　3. 疾病・障害　4. 介護等　5. 災害復旧　6. 求職活動　7. 就学　8. 育休中　9. その他（　）
	（母）	（1.）就労　2. 妊娠・出産　3. 疾病・障害　4. 介護等　5. 災害復旧　6. 求職活動　7. 就学　8. 育休中　9. その他（　）

希望する利用時間・曜日	
8 時 00 分 ～ 18 時 00 分	（月）・（火）・（水）・（木）・（金）・土・日

同一世帯の就学猶予・免除者	☐ 有　☑ 無	※「有」の場合、その者の氏名

施設受付印	市受付印	摘要

○字は楷書ではっきりと、太枠だけ記入してください。

○保育の希望が「有」の場合は別途保育を必要とする理由が確認できる書類が必要です。必ず添付して申請（届出）してください。

○現況届出の際は、現状を記入してください。教育・保育給付認定事項に変更がある場合は、戸籍謄本等の証明を別途求めることがあります。

○現況届出の際に、教育・保育給付認定事項に変更がある場合は、原則、届出書を本市が確認した翌月１日から教育・保育給付認定の変更を行います。

電算

様式第１号（第２条関係）

記入例

令和８年度申込用

保育施設入所申込書

＊現在入所中の児童がいる場合は、下欄に記入してください。

児童名	施設名
府内　大地	おおいた保育園

大分市福祉事務所長　殿

保育施設への入所につき、次のとおり申込みます。保育料の算定のため、保護者・家族の税務資料・住民基本台帳を閲覧すること及び、当該情報に基づき決定した利用者負担区分・保育料について、保育施設に対して提示することに同意します。

保護者の住所・連絡先

〒 ○○○ － ××××

住　所　大分市　○○町○丁目○番○号　（市外の施設は市町村名をかっこ書きのうえ記入ください。）

氏　名　府内　正　（見学済みの施設は「✓」を入れてください）

電話番号（自宅）　△△△－○○○－××××

（携帯）（父）△△△－□□□□－○○○○

（母）○○○－△△△△－□□□□

入所を希望する施設名

第１希望　見学 ☑　おおいた保育園	第２希望　見学 ☑　（由布市）ぶんご保育園	第３希望　見学 ☑　荷揚保育所
第４希望　見学 ☑　大友こども園	第５希望　見学 ☐　立花保育園	※６ヶ所以上希望がある場合は、欄外に記入してください。ただし、入所内定後の辞退は選考上不利になりますので、複数の施設を希望する場合は注意してください。

保育を必要とする理由・時間

続柄	必要とする理由
（父）	①就労　2.妊娠・出産　3.疾病・障害　4.介護等　5.災害復旧　6.求職活動　7.就学　8.その他（　）
（母）	①就労　2.妊娠・出産　3.疾病・障害　4.介護等　5.災害復旧　6.求職活動　7.就学　8.その他（　）

希望する利用時間・曜日

8 時 00 分 ～ 18 時 00 分　（月）・（火）・（水）・（木）・（金）・土・日　☐ 保育短時間を希望する（８時間保育）

希望する利用期間

令和 8 年 4 月 1 日　から　①.小学校就学前　2.令和　年　月　日　まで

入所（申込）児童

氏名	性別	生年月日（令和８年４月１日時点の年齢）	教育・保育給付認定状況	支給認定証番号	入所年月日
ふりがな　ふない　そら 府内　空	男（女）	R 4 歳 4・2・26	☐済 ☐申請中 ☑同時申請 ☐未済	（保育標準時間認定が可能な場合でも短時間保育を希望する場合のみ「✓」してください）	
ふりがな　ふない　うみ 府内　海	（男）女	R 0 歳 7・6・17	☐済 ☐申請中 ☑同時申請 ☐未済		R　・　・
ふりがな 	男　女	R　歳 ・　・	☐済 ☐申請中 ☐同時申請 ☐未済		R　・　・

※生計を一にする別居中の保護者・きょうだい含む 入所（申込）児童の家庭状況

氏名	続柄	生年月日	勤務先
ふりがな　ふない　ただし 府内　正	（保護者）父	S・（H） 35 歳 2・7・12	大分商事
ふりがな　ふない　くみこ 府内　久美子	（保護者）母	S・（H） 35 歳 3・2・13	府内銀行
ふりがな　ふない　みのる 府内　稔	祖父	T・（S）・H・R 64 歳 36・9・3	あいう工業
ふりがな　ふない　かずこ 府内　和子	祖母	T・（S）・H・R 61 歳 39・12・22	スーパー荷揚
ふりがな　ふない　だいち 府内　大地	兄	T・S・H・（R） 5 歳 2・5・26	おおいた保育園

摘　要

保護者の状況　☑ 同居　☐ 単身赴任　☐ 別居　☐ 離婚調停中（裁判中含む）　☐ 未婚　☐ 離別等　☐ その他（　）

きょうだいが同時期・同施設に入所できない場合	
	きょうだいが別々の施設への入所になっても入所を希望しますか？ ☑ はい
	きょうだい一人だけの入所が可能な場合でも入所を希望しますか？ ☑ はい

備考

（例）

海の入所だけが可能なら１人だけでも入所を希望します。

空の入所だけが可能な場合は、入所を希望しません。

☑すると…
可能な限りきょうだい同時期・同施設で利用調整し、全希望施設にて内定不可の場合、別時期・別施設にて再度利用調整を行います。なお、別時期・別施設になったとしても特定の施設を希望する場合など、特段の申出がある場合は、別途備考欄に具体的に記入願います。

○ 字は楷書ではっきりと、太枠の中だけ記入してください。
○ 児童の家庭状況欄は、保育料の算定・減額可否に係る部分ですので
○ 保育施設入所申込書・就労証明書等は保育施設に情報提供します。

申込児童の現況

現在の保育状況

☐ 自宅等でみている　（児童との続柄：　　）　（保育者氏名：　　）
☐ 職場で保育している
☑ 自宅外に預けている
　☑（認可外）保育施設　☐ 認定こども園　☐ 幼稚園　☐ 企業主導型保育事業　☐ 一時預かり（週　　日）
　☐ 親族（続柄：　　年齢　　歳）☐ 知人　☐ その他（　　）

施設名又は保育者氏名：あいうえ保育園　　利用開始日：令和7年6月14日～

利用時間：（午前）午後 8時　分 ～（午前）午後 6時00分　　保育料（利用料）：64,000円

健康状態等

児童名	海	空	
（1）出生時の体重	2,250 g	2,780 g	g
（2）歩きはじめ	歳　ヶ月	1歳0ヶ月	歳　ヶ月
（3）食物アレルギー	（有・無）	（有・無）	（有・無）
種類		卵アレルギー	
状態		以前初めて卵がゆを食べてじんましんが出ましたが、今は白身だけは大丈夫です。	
アナフィラキシーショック	（有・無）	（有・無）	（有・無）
（4）発作	（有・無）	（有・無）	（有・無）
（5）健康診査の受診履歴について			
	☑乳児 ☐1歳6ヶ月児 ☐3歳児	☑乳児 ☑1歳6ヶ月児 ☑3歳児	☐乳児 ☐1歳6ヶ月児 ☐3歳児
（6）発達の遅れ	（有・無）	（有・無）	（有・無）
	ことば・知能・手足・視覚・聴覚 首すわり・その他（　）	ことば・知能・手足・視覚・聴覚 首すわり・その他（　）	ことば・知能・手足・視覚・聴覚 首すわり・その他（　）
（7）療育機関への相談	（有・無・通所中）	（有・無・通所中）	
機関名		かきく療育センター	
※通所中の場合その頻度	年　月より 月・週に　回	令和6年10月より 月・週に 1回	
（8）今までにかかった大きな病気や医療的ケアの必要性・その他特に心配していること	（有・無）	（有・無）	
備考欄※（4）～（8）の内容について詳しくご記入ください。	心臓病 川崎病など	定期的に導尿が必要	

利用中又は利用していた療育機関・保育施設での支援内容があれば具体的にご記入ください。

（例）自閉症と診断され、以前通っていたぶんご保育園では、特別支援保育を受けていました。

児童の送迎

送り	（父）・母・祖父母・その他（　）	（自家用車）・自転車・徒歩・バス・その他（　）
迎え	父・（母）・祖父母・その他（　）	自家用車・自転車・（徒歩）・バス・その他（　）

入所できないとき

希望月に保育施設の入所ができなかった場合、どうする予定ですか？
☑ 認可外施設を利用　☐ 認定こども園、又は幼稚園を利用　☐ 企業主導型保育事業を利用
☐ 一時預かり保育を利用　☐ 親族又は知人に預ける　☐ 就労・就学を開始しない
☐ 育児休業の延長を検討する（　年　月　日まで）　☐ その他（　）

申込しない未就学児童の現況

☐ 自宅等でみている　（児童との続柄：　　）　（保育者氏名：　　）
☐ 職場で保育している
☑ 自宅外に預けている
施設名又は保育者氏名：おおいた保育園　　保育料（利用料）：0円

祖父母等の現況

続柄	氏名	年齢	同・別居	就労	傷病	離別等	住所
祖父	府内　稔	64歳	（同）・別	（有）・無	有・（無）	離・故	大分 都・道 府・（県） 大分 （市）・区 町・村
祖母	府内　和子	61歳	（同）・別	（有）・無	有・（無）	離・故	大分 都・道 府・（県） 大分 （市）・区 町・村
		歳	同・別	有・無	有・無	（離）・故	都・道 府・県 市・区 町・村
祖母	荷場　町子	58歳	同・（別）	（有）・無	有・（無）	（離）・故	大分 都・道 府・（県） 別府 （市）・区 町・村

退所（卒園）履歴

申込児童又は申込児童のきょうだいについて、保育施設を退所（卒園）したことがありますか？
☐ 無
☑ 有
・児童名　（府内　空）
・理由　☐ 育休　☐ 出産　☐ 卒園　☑ その他（引っ越し）
・施設名　（ぶんご保育園）
・在籍期間　（令和5年4月1日 ～ 令和6年11月30日）